

令和6年9月13日付け県公報第552号をもって公告した公共測量は、次のとおり作業期間を変更し、終了したので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和7年3月18日

静岡県知事 鈴木康友

- 1 測量機関
静岡県
- 2 作業の種類
公共測量（水準測量）
- 3 作業期間
変更前 令和6年9月20日から令和7年3月14日まで
変更後 令和6年9月20日から令和7年3月5日まで
- 4 作業地域
浜松市中央区の一部